（沖縄振興開発金融公庫法施行令及び独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

**第六条**　次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十六条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十六条第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項」に改める。

一　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第六号ロ

二　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第三条第二号

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

**第七条**　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号」を「第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号」に改め、第二十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

**第九条**　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十三号を次のように改める。

二十三　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の許可

（国土交通省組織令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

**第十条**　次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

一　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七条第五号及び第八十五条第六号

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第百八十三号

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

**第十一条**　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

**第十二条**　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正）

**第十三条**　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（社会資本整備審議会令の一部改正）

**第十四条**　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表都市計画・歴史的風土分科会の項中「都市計画法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、都市計画法」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

2　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第十五条及び第二十二条」を「第二十条及び第三十九条」に改め、同条第二項中「宅地造成等規制法施行令第十五条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十条」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

---

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄